

労働情報なごや

(2025 年 6 月発行)



ワーク・ライフ・バランスのとれた生活ができていますか？

新しい年度が始まって2か月が過ぎましたが、「なんとなく体調が悪い」「やる気が出ない」など心身に不調が現れてはいませんか？いきいきと働くため、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送りましょう。

ワーク・ライフ・バランスとは

ワーク・ライフ・バランスが実現されている状態とは、「仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態」とされています。(内閣府男女共同参画局男女共同参画会議より)



名古屋市の取り組み

名古屋市では、働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組みについて一定の基準を満たす企業等を認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進に関する啓発や広報を行っています。



詳細はこちら



メンタルヘルス

いつもと違う自分に気づいたら、早めにセルフケア（ストレスとうまく付き合っていくための自分にできる対処法）を実践してみましょう。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を運営しています。

「こころの耳」では、ストレスセルフチェックや「こころの耳5分研修シリーズ」としてセルフケアを手軽に学べる解説動画などが掲載されています。

また、電話相談、SNS相談、メール相談も実施しています。

HPはこちら



育児・介護にかかる休暇が取得しやすくなります

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、事業主に対して育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの内容を盛り込んだ育児・介護休業法の改正が行われました。



自身の勤務先の就業規則等が変わっているか確認してみましょう！

2025（令和7）年4月1日施行！

PICK UP 子の看護休暇の見直し（名称が子の看護等休暇にかわりました）

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	<u>小学校3年生修了まで</u>
取得事由の拡大 (③,④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 <u>③感染症に伴う学級閉鎖等</u> <u>④入園（入学）式、卒園式</u>
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 <u>※②を撤廃</u>

※取得可能日数は現行日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）から変更ありません。

PICK UP 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 <u>※②を撤廃</u>

などが始まりました。

2025（令和7）年10月1日施行！

PICK UP 仕事と育児の両立に関する個別の移行聴取・配慮

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配慮
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・労働条件の見直し
- など

などが始まります。

法改正の

詳細はこちら



経験年数 30 年以上の技能者の方を表彰します！ 名古屋市技能功労者表彰 個人推薦の募集

名古屋市では、ながく同一の職業に従事し、功労顕著な主として中小企業に働く技能者をたたえる「名古屋市技能功労者表彰」を実施しております。ご家族やお知り合いにながく一つの職業に就いている優秀な技能をお持ちの方はいらっしゃいませんか？ぜひ推薦をお待ちしております。

個人推薦の対象となるのは

名古屋市内にお住まいの主として中小企業で働く技能者で、次の全てに該当する方です。

- (1) 表彰時点において、経験年数 30 年以上、年齢 60 歳以上の方
- (2) 優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる方
- (3) 表彰時点において、その職業に従事する方
- (4) 過去に名古屋市長から当該表彰を受けていない方
- (5) 拘禁刑（※1）以上の刑に処せられた方でないこと、また道路交通法違反により人身に傷害を与え、行政処分（免許取消、停止等）を受けた方は、当該処分を受けた日から 5 年を経過していること



※1 令和7年5月31日までの間は、禁固刑が拘禁刑に当たります。

※2 勤務先が表彰登録団体の会員である場合は団体推薦の対象となりますので勤務先を通じて団体にお問い合わせください。

※3 推薦者は、候補者の技能の程度や模範性を熟知する方となります。

（被表彰候補者ご本人が推薦者になることはできません。）

推薦期間

令和7年5月1日（木曜日）から令和7年7月18日（金曜日）（必着）

「問合せ先・提出先」

名古屋市役所 経済局産業労働部労働企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎5階）

電話：052-972-3146

Email：a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

HP：<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/17-18-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

詳細はこちら



名古屋市の職業相談窓口

「なごやジョブサポートセンター」のご案内

名古屋市内で就職を検討している求職者を対象に、専門の相談員が一人ひとりの方を個別に担当して、求人紹介から応募、就職定着支援まで継続的な支援を行っています。WEBでの相談も可能です。



相談受付：月～金曜日・第2土曜日

午前9時～午後5時（水曜日のみ午後6時30分まで延長）

休館日：土曜日（第2土曜日は開館）、日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

※第2土曜日が祝日の場合、第3土曜日開館 ※夏季休館日あり

電話：052-733-2111（相談は完全予約制です）

場所：名古屋市千種区吹上二丁目6-3

名古屋市中企業振興会館6階

URL：<https://nagojob.nagoya>

詳細はこちら



Instagram・facebookでも、情報を発信しています！

～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市民相談室 労働相談】のご案内

雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市政府西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E mail：rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

◆相談無料

◆秘密厳守